

いせ市民活動センター 指定管理者募集要項

令和8年7月

伊勢市環境生活部 市民交流課

伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第2条の規定により、いせ市民活動センターの指定管理者を次のとおり募集します。

なお、本施設には同じ建物内に伊勢市歴史博物館が併設されていますが、本仕様書においては対象外となります。

1 施設の概要

1. 施設の名称 いせ市民活動センター（北館・南館）
2. 所在地 伊勢市岩淵1丁目2番29号
3. 建物構造等
 - (1) 完成年月 昭和59年2月（北館・南館）
 - (2) 面積 敷地面積 2,468.30 m²（駐車場等を含む）
延床面積 1,248.73 m²
 - (3) 構造
 - ア. 北館（延床面積911.35 m²）
鉄骨鉄筋コンクリート造スレート葺き地下1階付2階建て
 - ①地階（253.49 m²）
機械室、ボイラー室、ブロワー室、トイレ等
 - ②1階（657.86 m²）
ホール（473.8 m²）、会議室（38.3 m²）、バリアフリートイレ、事務室、授乳室、階段、エレベーター等※2階は伊勢市歴史博物館（別施設）
 - イ. 南館（延床面積337.38 m²）
鉄骨スレート葺き2階建て
 - ①1階（148.03 m²）
事務室、フリースペース、バリアフリートイレ、エレベーター等
 - ②2階（189.35 m²）
会議スペース、バリアフリートイレ、エレベーター等
 - (4) 駐車場 29台
4. 開館時間及び休館日
 - (1) 開館時間 午前9時から午後10時まで
ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。
 - (2) 休館日 水曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日にあたるときは、翌日以後の休日でない日）、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

2 指定管理者が行う業務

1. センターの事業実施に関する業務

- (1) 市民公益活動の相談に関する事業
- (2) 市民公益活動に関する情報の収集及び提供等に関する事業
- (3) 市民活動のための場の提供に関する事業
- (4) 市民公益活動の促進に関する事業
- (5) その他必要な業務

2. センターの利用に関する業務

- (1) 利用の許可に関する業務
- (2) 利用料金の収受に関する業務
- (3) 利用促進に関する業務
- (4) その他の業務（施設の利用規程の作成）

3. センターの維持管理に関する業務

- (1) 施設保守管理業務
- (2) 保守点検業務
- (3) 備品管理業務
- (4) 業務日誌の作成
- (5) 修繕・工事の施行

4. センターの管理運営に必要な業務

- (1) 組織体制及び人員配置等
- (2) 情報の公開
- (3) 事業計画書等の作成
- (4) 事業報告等
- (5) 事業評価業務

3 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年）

4 指定管理料

本事業では利用料金制度を採用します。指定管理者は伊勢市（以下「市」という。）が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する企画等による収入を自らの収入とします。

なお、指定管理料は下記に明記した上限額の範囲内において、指定管理者が提示した収支予算額を基準とし、協定で決定された額により運営するものとします。

各会計年度における指定管理者の決算について、指定管理料及び利用料金収入等による収入額が支出額を上回った場合であっても、市は指定管理者に対して精算による返還を求めません。同様に、収入額が支出額を下回った場合であっても、原則、市は指定管理者に対して不足額の補てんは行いません。

1. 経費等について

(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

ア. 指定管理料（年度上限額、消費税及び地方消費税相当額を含む。）

指定期間の指定管理料の上限額は次のとおりです。

令和9年度 16,400,000円

令和10年度 16,400,000円

令和11年度 16,400,000円

※消費税率は10%で算出しており、指定期間内の税制変更については、その都度別途協議することとします。

イ. 利用料金

指定期間のセンター施設及び設備利用料金に係る収入見込額は次のとおりです。

令和9年度 3,900,000円

令和10年度 3,900,000円

令和11年度 3,900,000円

※消費税（10%）で算出しており、指定期間内の税制変更については、その都度別途協議することとします。

ウ. 自主事業による収入

自主事業に伴う経費と収入は、指定管理料の積算に含めません。

(2) 管理経費（市が支払う指定管理料に含まれるもの）

ア. 人件費（職員の賃金）

イ. 事務費（旅費、消耗品費、通信運搬費・受信料、租税公課等）

ウ. 施設維持管理費（清掃・植栽管理委託料等、修繕料）

エ. 備品借上料（コピー機、輪転機、大判印刷機等のリース料）

オ. 事業費（情報紙発行に係る印刷製本費、交流事業や支援事業を行うために必要な経費）

※光熱水費、保守点検及び警備委託料等建物全体にかかる経費については、市が負担するため、指定管理料に含まれません。

(3) 賃金水準及び物価水準変動への対応

ア. 指定管理に係る各年度の費用（自主事業に係る分を除く。）について、賃金水準や物価水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合に、指定管理料の調整を行う制度（指定管理料スライド制度）を適用します。

イ. 指定管理料スライド制度の詳細については「指定管理者制度における指定管理料スライド制度運用の手引き」を参照してください。各費用の積算額については、下記のとおりです。

<各費用別積算額：年額>

	費用	積算額（消費税及び地方消費税含む）
賃金水準の変動	正規職員相当人件費	4,880 千円
	非正規職員相当人件費	12,084 千円
物価水準の変動	人件費以外の費用	3,336 千円

2. 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、分割で支払うものとし、なお、支払い時期や方法等は市と協議し、別途協定で定めます。

3. 会計区分の独立

指定管理者は、管理運営及び事業実施に係る経理事務を行うにあたり、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規定を分離して設け、市の要求がある場合は、経理書類を開示しなければなりません。

また、当該事業に関する監査業務が受けられるよう体制を整えてください。

4. 管理口座

本事業に関連する出入金の管理は、自身の団体の銀行口座とは別の口座で管理してください。

5 申込資格

1. 申込資格

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体で、当該団体又はその代表者が次に掲げる事項に該当しない者。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 国税及び地方税を滞納している者
- (6) 会社更生法第30条又は民事再生法第21条の規定による手続をしている者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある法人又は団体
- (8) 業務を円滑に遂行するための安定かつ健全な財務能力を有しない者
- (9) 伊勢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条に該当する団体
- (10) 施設案内会・応募者説明会に参加しない者

2. 共同事業体における申込資格

- (1) 共同事業体及び共同事業体を構成する全ての団体が、1. 申込資格の(1)から(9)に該当しない者。なお、(10)は代表となる団体が施設案内会・応募者説明会に参加

していれば申込することができるものとする。

- (2) 指定管理者指定申請書類を提出する団体及び共同事業体を構成する全ての団体が、別に参加する共同事業体の構成団体とならない者
- (3) 参加申込後に、共同事業体を代表する団体及び構成する団体の変更を行わない者。
ただし、参加者の責によらない事由等により、市が認めた場合はこの限りではない。
その場合には、必要に応じ応募申請の提出期限までに申込書等の再提出を求める。

6 募集要項の配布

1. **配布期間** 令和8年7月7日（火）から7月23日（木）正午まで
※ただし、土・日曜日、祝日は除きます。
2. **配布時間** 午前9時から午後5時まで
3. **配布場所** 伊勢市環境生活部 市民交流課
※伊勢市ホームページからもダウンロードできます。

7 提出書類

次に掲げる書類を10部（正1部、写9部）、次に定める順番に綴じて提出してください。
なお、事業計画に係る書類については、項目ごとにインデックス（見出し）を付けてください。また、1頁に収まらない場合は、適宜書類を作成してください。

1. 申請書

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1-①）、宣誓書（様式1-②）

申請者の概要（様式2）

共同体で応募の場合は、指定管理者指定申請書のほかに共同事業体構成表（様式3-①）、団体の概要（様式3-②並びに3-③）も提出

2. 事業者に関する書類

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 施設を管理するに当たって必要な免許の取得を証する書類（ただし、外部委託する場合又は取得予定の場合はその旨を記載した書類）
- (3) 申請書提出日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書
- (4) 人員表【直近の決算期の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数パートタイマー等】
- (5) 法人
 - ・当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書（発行の日から3ヵ月以内のもの）
 - ・過去3ヵ年の、法人税、消費税及び地方消費税、法人市区町村民税の納税証明書（発行の日から3ヵ月以内のもの）、財務諸表（貸借対照表・損益計算書、その他）※経営実績が3ヵ年に満たない団体にあつては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類
- (6) その他の団体
 - ・代表者の住民票及び印鑑証明書（発行の日から3ヵ月以内のもの）
 - ・代表者の過去3ヵ年の所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書、市区町村民税の完納証明書（発行の日から3ヵ月以内のもの）

・過去3カ年の収支決算書

※経営実績が3カ年に満たない団体にあつては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類

3. 事業計画に係る書類

(1) 事業計画書

ア. 指定管理の趣旨・管理運営の基本理念

①収支計画の妥当性（様式4-①）

②サービス向上に向けての取り組み等（様式4-②）

③利用者の安全確保のための方策等（様式4-③）

イ. 指定管理者が行う業務の内容

①市民公益活動の支援に関する事業（様式4-④）

②市民公益活動の促進に関する事業（様式4-⑤）

③提案事業（様式4-⑥）

④利用促進に関する業務（様式4-⑦）

⑤施設の維持管理に関する業務（様式4-⑧）

⑥組織体制及び人員配置等（様式4-⑨）

(2) 収支予算書（指定期間内3カ年分）（様式5-①～④）

(3) 市民公益活動関連業務の実績（様式6）

4. 辞退届

応募を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出してください。

8 施設案内会・応募者説明会

1. 開催日時 令和8年7月24日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 いせ市民活動センター北館 1階 ホール1・2

3. 申込方法 施設案内会・応募者説明会参加申込書（様式8）に必要事項を記入のうえ、伊勢市環境生活部市民交流課まで電子メールまたは持参にて7月23日（木）正午までにお申込みください。

※施設案内会・応募者説明会参加申込書は伊勢市ホームページからダウンロードできます。

※各事業者3名までとさせていただきます。

※申請予定者は、必ず参加してください。

9 質問書の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を以下のとおり受け付けます。

1. 受付期間 令和8年7月24日（金）から7月30日（木）まで

2. 受付方法 質問書（様式9）に記入のうえ、伊勢市環境生活部市民交流課まで電子メールにて送付してください。

なお、未達を防ぐため、事前に電話にて連絡をお願いします。

※ 質問書は伊勢市ホームページからダウンロードできます。

- ※ 電話、口頭等による質問は受け付けません。
- ※ 質問受付期間終了後の質問は受け付けません。

3. 質問書の回答

- 説明会に参加した全事業者へ7月31日（金）までに電子メールにて回答いたします。
- ※ 質問があった時点で随時回答します。

10 応募申請の提出期限

1. 受付期間 令和8年8月3日（月）から8月21日（金）まで
※ただし土・日曜日、祝日は除きます。
2. 受付時間 午前9時から午後5時まで
3. 受付方法 伊勢市環境生活部市民交流課まで直接持参して提出してください。

11 提出先

1. 住所 〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号（市役所本館2階）
2. 提出先 伊勢市環境生活部 市民交流課

12 留意事項

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合や不正な行為があった場合は失格とします。
- (3) 提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

13 選考方法

1. 選考方法

選考は、「いせ市民活動センター指定管理者選定にかかる採点表（以下、「採点表」という。）」に基づいて行います。

- (1) 審査・選考については、指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という）において行います。
- (2) 審査は、基本事項2項目が全て「○」となった場合に、書類審査（第1次審査）とプレゼンテーション審査（第2次審査）並びに価格評価を行います。
- (3) 書類審査は、申請者から募集要項等に従い提出された申請書類の審査を行います。
- (4) プレゼンテーション審査（令和8年10月中旬開催予定）は、申請者から募集要項等に従い提出された申請書類とあわせてプレゼンテーションを実施し、総合的に判断します。
- (5) 価格評価は、申請者から提示された金額をもとに、採点表の「価格評価」に記載した計算方法を用いて算出された点数とします。
- (6) 指定管理者の候補者は、下記の方法により決定します。
 - ア. 各選定委員会委員ごとに書類審査とプレゼンテーション審査、並びに価格評価の採点をあわせた「総合評価点」により申請者に「順位点」をつけます。

なお、「総合評価点」が同点の場合は、該当順位の順位点を採用します。

【順位点】 1位－5点、2位－4点、3位－3点、4位－2点、5位－1点
6位以下－0点

イ. 各選定委員会委員ごとの順位点を合計し、合計得点が高い者を指定管理者の候補者として決定します。

ウ. 順位点の合計得点と同点の場合は、価格評価の得点が高い者を指定管理者の候補者として決定します。

エ. ウによる得点と同点の場合は、プレゼンテーションにおける採点表イ①②③の合計得点の順位点による得点が高い者を、指定管理者の候補者として決定します。

オ. エによる得点と同点の場合は、選定委員会の協議により指定管理者の候補者を決定します。

(7)「書類審査」「プレゼンテーション」の合計点において、採点を行った選定委員の平均点が満点の60%に満たない場合は、失格となります。

2. プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、公開によるプレゼンテーション方式（以下「プレゼン」という）による審査となります。申請者のプレゼン持ち時間は30分以内とし、提出された事業計画等に基づき説明していただきます。

口頭による説明のほか、映像やパソコン等の機材の使用も可能ですが、使用する場合は事前にご連絡ください。

※プロジェクター、スクリーンは市で用意しますが、パソコン等は各自で用意してください。

※当日はプレゼンを公開としますが、プレゼン参加者については、観覧することができませんのでご了承ください。

プレゼン終了後、選定委員会委員との質疑応答（20分程度）の時間を取らせていただきます。

なお、出席していただくプレゼン審査の詳細は別途通知します。

3. 選考基準

- (1) いせ市民活動センターの運営方法が、市民の平等な利用を確保することができるものであること
- (2) いせ市民活動センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- (3) いせ市民活動センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること

14 選考結果の通知

審査の結果は、全応募団体（共同体で応募した場合は、共同体の代表団体宛）へ11月上旬（予定）に郵送にて通知します。

15 協定の締結について

指定管理者の確定後、市と指定管理者は、管理業務に関する指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定及び各年度の実施事項を定めた年度協定を締結します。

16 事業報告及び評価

利用者の満足度、事業進捗状況報告及び事業報告書等をもとに、管理運営内容を評価します。評価に際しては、いせ市民活動センターの利用者代表や外部有識者等の評価・意見を求める場合があります。

なお、この評価によって、市が立ち入り検査をしたり、必要な措置を講ずる通知や勧告をする場合があります。それでも改善されない場合は、指定期間中であってもその指定を取り消すことがあります。

17 資 料

資料1 募集要項（様式集）

資料2 いせ市民活動センター指定管理者選定にかかる採点表

お問い合わせ先

伊勢市環境生活部 市民交流課

〔担 当〕 坂本、小川

〔住 所〕 〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7番29号（市役所本館2階）

〔電 話〕 0596-21-5549

〔FAX〕 0596-21-5522

〔E-Mail〕 kouryu@city.ise.mie.jp